

いわき市体育施設等
指定管理者募集要領

令和5年9月

いわき市

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨

いわき市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康にして文化的な生活の向上に資するため、いわき市体育施設等の管理運営を効率かつ効果的に行うことを目的にいわき市体育施設条例第12条、いわき市コミュニティセンター条例第13条及びいわき市都市公園条例第12条の2の規定に基づき、体育施設等の指定管理者を募集します。

(2) 公募の単位

体育施設等における指定管理者の業務内容や立地条件等を鑑み、募集の単位は次のとおりとします。

- ① 上荒川公園及び公園内体育施設（上荒川公園、いわき市立総合体育館、いわき市いわき陸上競技場、いわき市平テニスコート、いわき市平野球場、いわき市立いわき弓道場及びいわき市いわき市民プール）
- ② 平地区体育施設（いわき市立平体育館及びいわき市平市民運動場）
- ③ 小名浜地区体育施設（いわき市立小名浜武道館及びいわき市小名浜野球場）
- ④ 勿来地区体育施設（いわき市立南部アリーナ、いわき市南部テニスコート、いわき市南部スタジアム、いわき市立勿来体育館及びいわき市勿来市民運動場）
- ⑤ 常磐地区体育施設（いわき市立関船体育館、いわき市立関船弓道場及びいわき市常磐市民運動場）
- ⑥ 内郷地区体育施設（いわき市内郷コミュニティセンター及びいわき市内郷市民運動場）

2 施設の概要

(1) 上荒川公園及び公園内体育施設

NO	名称	所在地	敷地面積	建物面積	構造
1	上荒川公園	いわき市平上荒川及び下荒川地内	311,376㎡	-	-
2	いわき市立総合体育館	いわき市平下荒川字南作100番地	17,773㎡	10,456㎡	R. C2階建
3	いわき市いわき陸上競技場	いわき市平下荒川字南作86番地	40,701㎡	3,783㎡	R. C2階建
4	いわき市平テニスコート	いわき市平上荒川字島田76番地	8,360㎡	341㎡	R. C2階建
5	いわき市平野球場	いわき市平上荒川字島田68番地	68,182㎡	1,745㎡	R. C2階建
6	いわき市立いわき弓道場	いわき市平下荒川字南作115番地	5,371㎡	746㎡	木造平屋建
7	いわき市いわき市民プール	いわき市平下荒川字南作101番地	18,400㎡	3,048㎡	R. C2階建

注1 上荒川公園の敷地面積には、体育施設の敷地面積を含みます。

(2) 平地区体育施設

NO	名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	構造
1	いわき市立平体育館	いわき市平字正内町6番地の1	2,400㎡	1,568㎡	R.C2階建
2	いわき市平市民運動場	いわき市平字正内町22番地	14,820㎡	-	-

(3) 小名浜地区体育施設

NO	名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	構造
1	いわき市立小名浜武道館	いわき市小名浜字蛭川新川間62番地	3,532㎡	1,453㎡	S造平家建
2	いわき市小名浜野球場	いわき市小名浜林城字日代鳥19番地	25,600㎡	352㎡	R.C平屋建

(4) 勿来地区体育施設

NO	名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	構造
1	いわき市立南部アリーナ	いわき市錦町細谷102番地の58	8,074㎡	3,506㎡	1階R.C 2階S建
2	いわき市南部テニスコート	いわき市錦町細谷102番地の54	3,480㎡	-	-
3	いわき市南部スタジアム	いわき市錦町細谷102番地の76	31,043㎡	1,754㎡	R.C2階建
4	いわき市立勿来体育館	いわき市錦町中迎一丁目12番地の1	6,823㎡	1,806㎡	R.C2階建
5	いわき市勿来市民運動場	いわき市山田町沖42番地	34,628㎡	-	-

(5) 常磐地区体育施設

NO	名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	構造
1	いわき市立関船体育館	いわき市常磐関船町作田1番地の1	6,707㎡	1,851㎡	S造平家建
2	いわき市立関船弓道場	いわき市常磐関船町作田1番地の1	6,707㎡	177㎡	S造平家建
3	いわき市常磐市民運動場	いわき市常磐湯本町日渡92番地の1	15,569㎡	-	-

注1 関船体育館の敷地面積には、関船弓道場の敷地面積を含みます。

(6) 内郷地区体育施設

NO	名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	構造
1	内郷コミュニティセンター	いわき市内郷綴町大木下28番地の1	4,330㎡	4,049㎡	R.C平屋建一部地下
2	いわき市内郷市民運動場	いわき市内郷宮町代164番地の1	10,984㎡	-	-

3 指定期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

4 管理基準

(1) 休館日及び休場日並びに開館時間及び開場時間

<指定管理者募集要領>

① 上荒川公園及び公園内体育施設

NO	施設名	休館日及び休場日	開館時間及び開場時間
1	いわき市立総合体育館	毎月第3火曜日 12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後9時
2	いわき市いわき陸上競技場	12月29日～翌年1月3日	4月～10月 午前6時～午後9時 11月～3月 午前9時～午後9時
3	いわき市平テニスコート	12月29日～翌年1月3日	4月～10月 午前6時～午後7時 11月～3月 午前9時～午後6時
4	いわき市平野球場	12月29日～翌年1月3日	4月～10月 午前6時～午後7時 11月～3月 午前9時～午後6時
5	いわき市立いわき弓道場	12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後9時
6	いわき市いわき市民プール	9月1日～6月30日	午前9時～午後9時

② 平地区体育施設

NO	施設名	休館日及び休場日	開館時間及び開場時間
1	いわき市立平体育館	毎月第3月曜日 ただし、これらの日 が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日 12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後9時
2	いわき市平市民運動場	12月29日～翌年1月3日	4月～10月 午前6時～午後9時 11月～3月 午前9時～午後9時

③ 小名浜地区体育施設

NO	施設名	休館日及び休場日	開館時間及び開場時間
1	いわき市立小名浜武道館	毎月第3月曜日 ただし、これらの日 が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき	午前9時～午後9時

<指定管理者募集要領>

		<p>は、これらの日の翌日</p> <p>12月29日～翌年1月3日</p>	
2	いわき市小名浜野球場	12月29日～翌年1月3日	<p>4月～10月 午前6時～午後7時</p> <p>11月～3月 午前9時～午後6時</p>

④ 勿来地区体育施設

NO	施設名	休館日及び休場日	開館時間及び開場時間
1	いわき市立南部アリーナ	<p>毎月第3月曜日</p> <p>ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日</p> <p>12月29日～翌年1月3日</p>	午前9時～午後9時
2	いわき市南部テニスコート	12月29日～翌年1月3日	<p>4月～10月 午前6時～午後9時</p> <p>11月～3月 午前9時～午後9時</p>
3	いわき市南部スタジアム	12月29日～翌年1月3日	<p>4月～10月 午前6時～午後9時</p> <p>11月～3月 午前9時～午後9時</p>
4	いわき市立勿来体育館	<p>毎月第3月曜日</p> <p>ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日</p> <p>12月29日～翌年1月3日</p>	午前9時～午後9時
5	いわき市勿来市民運動場	12月29日～翌年1月3日	<p>4月～10月 午前6時～午後9時</p> <p>11月～3月 午前9時～午後9時</p>

⑤ 常磐地区体育施設

NO	施設名	休館日及び休場日	開館時間及び開場時間
1	いわき市立関船体育館	毎月第3月曜日 〔ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日〕 12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後9時
2	いわき市立関船弓道場	毎月第3月曜日 〔ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日〕 12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後9時
3	いわき市常磐市民運動場	12月29日～翌年1月3日	4月～10月 午前6時～午後9時 11月～3月 午前9時～午後9時

⑥ 内郷地区体育施設

NO	施設名	休館日及び休場日	開館時間及び開場時間
1	内郷コミュニティセンター	毎月第3月曜日 〔ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日〕 12月29日～翌年1月3日	午前9時～午後9時
2	いわき市内郷市民運動場	12月29日～翌年1月3日	4月～10月 午前6時～午後9時 11月～3月 午前9時～午後9時

(2) 施設使用料

施設の使用料については、使用者から徴収し、すべて本市に納めていただきます。地方自治法第244条の2第8項による「利用料金制」は採用しません。

徴収した使用料については、翌日に、体育施設使用許可申請書等と照合し、納付書を作成して指定金融機関で本市に納入していただきます。ただし、納付の際、当該金融機関が休日の場合は、翌営業日に納付してください。

※ 使用料は前納であり、いわき市体育施設条例別表第4から別表第13まで（内郷コミュニティセンターは、いわき市コミュニティセンター条例別表1）に定める額を徴収します。

(3) 管理責任の備え

管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入するものとする。

(4) 個人情報保護

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたり、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

(5) 情報公開

公の施設の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(6) 法令の遵守

関係法令を遵守し、各施設の目的に沿った管理運営を行うこと。

(7) 再委託の禁止

指定管理者は、管理運営に関する業務の全部を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個別の業務であって、管理運営の目的を損なわない業務については、この限りではない。

5 業務の範囲

体育施設等を一般に供することを業務とし、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。ただし、施設によって該当条例が違う為、該当施設の条例を遵守してください。

(1) 体育施設の使用に関する業務

(2) 体育施設の施設及び設備の維持管理業務

(3) 都市公園の維持管理（上荒川公園のみ）

(4) いわき市都市公園条例に関する業務（上荒川公園のみ）

(5) いわき市体育施設条例に関する業務

(6) いわき市コミュニティセンター条例に関する業務

（内郷コミュニティセンターのみ）

- (7) 施設利用者の施設利用に関する満足度を調査する目的で年度内2回以上のアンケート調査を実施する。(詳細は、業務仕様書を参照)
- (8) その他市が必要と認める業務

6 施設管理の経費

(1) 指定管理料の上限額

指定期間中に市が支払う指定管理料は、次の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額を上限とする。

①	上荒川公園内体育施設	上限額	<u>136,263千円(税抜き)</u> (1年間)
②	平地区体育施設	上限額	<u>9,305千円(税抜き)</u> (1年間)
③	小名浜地区体育施設	上限額	<u>13,955千円(税抜き)</u> (1年間)
④	勿来地区体育施設	上限額	<u>37,570千円(税抜き)</u> (1年間)
⑤	常磐地区体育施設	上限額	<u>9,383千円(税抜き)</u> (1年間)
⑥	内郷地区体育施設	上限額	<u>13,255千円(税抜き)</u> (1年間)

(2) 自主事業に係る事業費を参加者より徴収することができる。

ただし、事業によって使用する施設の使用料は市に支払う。

(3) 指定管理料の支払方法は、請求に応じ口座振込みにより支払う。

(4) 指定管理者は、指定管理料の専用口座を設け、帳簿を備え付けるなど適正な管理を行う。

7 公募及び選定のスケジュール

日時	行事	場所等
令和5年9月6日(水) ～9月27日(水)	募集要領の配布 及び申請書受付【持参のみ受付】	スポーツ振興課 【ホームページからダウンロード】
令和5年9月13日(水)	現地説明会申し込み締め切り	スポーツ振興課提出
令和5年9月14日(木) 午前9時30分～正午	小名浜地区体育施設現地説明会	小名浜武道館会議室1
令和5年9月14日(木) 午後1時30分～午後4時	内郷地区体育施設現地説明会	内郷コミュニティセンター第2会議室
令和5年9月15日(金) 午前9時30分～正午	平地区体育施設現地説明会	平体育館第1会議室
令和5年9月15日(金) 午前9時30分～正午	常磐地区体育施設現地説明会	関船体育館会議室

<指定管理者募集要領>

令和5年9月15日(金) 午後1時30分～午後4時	上荒川公園体育施設現地説明会	いわき市民プール第2会議室
令和5年9月15日(金) 午後1時30分～午後4時	勿来地区体育施設現地説明会	南部アリーナ会議室
令和5年9月20日(水) 午後5時	質問受付終了	【電子メールでの受付】
令和5年9月25日(月)	質問の回答	ホームページにて回答
令和5年10月3日(火) ～10月4日(水)	選定機関による 選定申請者ヒアリング	
令和5年10月16日(月)	審査結果の通知および公表	スポーツ振興課 【申請者全員に通知及びHPに公表】
令和5年12月下旬	指定管理者の指定	市【市議会の議決】

(1) 募集要領等の配布

- ① 配布期間 令和5年9月6日(水)から令和5年9月27日(水)まで
- ② 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- ③ 配布場所 いわき市役所 スポーツ振興課
〒970-8686
いわき市平字梅本21番地(市役所5階)
電話 0246-22-7504
FAX 0246-22-1285
E-Mail sports-shinko@city.iwaki.lg.jp

※市ホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 現地説明会の開催

- ① 上荒川公園及び公園内体育施設現地説明会
令和5年9月15日(金) 午後1時30分から午後4時まで
いわき市民プール 第2会議室
- ② 平地区体育施設現地説明会
令和5年9月15日(金) 午前9時30分から正午まで
平体育館 第1会議室
- ③ 小名浜地区体育施設現地説明会
令和5年9月14日(木) 午前9時30分から正午まで
小名浜武道館 第1会議室
- ④ 勿来地区体育施設現地説明会
令和5年9月15日(金) 午後1時30分から午後4時まで

南部アリーナ 会議室

⑤ 常磐地区体育施設現地説明会

令和5年9月15日(金) 午前9時30分から正午まで
関船体育館 会議室

⑥ 内郷地区体育施設現地説明会

令和5年9月14日(木) 午後1時30分から午後4時まで
内郷コミュニティセンター 第2会議室

- ※ 現地説明会については、令和5年9月13日(水)までに参加申込書(様式1)をスポーツ振興課に提出すること。(FAX又は電子メールでの提出可。持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに限る。)また、参加者は、各申請予定者2人以内とする。

複数施設に応募する予定の方で、9月15日(金)、同時時間帯に開催される2箇所の現地説明会に参加することが難しいため、もう一箇所の現地説明会について、改めて別な日程での開催を希望される方は、9月13日(水)までにスポーツ振興課にご相談ください。

- (3) 質問の受付・回答 様式2に記入の上電子メールにて令和5年9月20日(木)午後5時まで受付し、回答は、令和5年9月25日(月)までに、市ホームページにて掲載する。

- (4) 申請書の受付期間 令和5年9月6日(水)から令和5年9月27日(水)まで

① 申請書の受付時間 午前8時30分から午後5時まで

② 申請書の受付場所 いわき市役所 スポーツ振興課
(募集要領等配布場所に同じ。)

※ 申請に必要な書類を添付し、持参すること。

(郵送、FAX、インターネット等による受付は行わない。)

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、選定委員会において、審査基準に基づき審査を行い、申請者全員に通知するほか、指定管理者候補者を市ホームページに公表する。

(6) 指定管理者の指定

市議会の議決を経て、市が指定を行う。

指定時期 : 令和5年12月下旬(予定)

8 応募資格

- (1) 指定期間中、安全円滑に体育施設を管理運営できる法人その他の団体であること。

- (2) 法人その他の団体は、グループを結成し施設の指定管理を行うことができる。
- (3) 法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。
- ① 本市において、一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限されている者。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ③ 団体又はその代表者が、市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者。
 - ④ 会社更生法第17条（更生手続開始の申立て）の規定により更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法第21条（再生手続開始の申立て）の規定により再生手続開始の申立てをしている者。
 - ⑤ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの。
 - ⑥ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
 - ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者、またそれらの団体等の利益となる活動を行う者。
 - ⑨ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者。
 - ⑩ 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の6（競売妨害等）若しくは第198条（贈賄）の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者。
 - ⑪ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
 - ⑫ 営業を開始して1年に満たない者。
 - ⑬ 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者。
 - ⑭ 地方自治法第244条の2第11項（公の施設の設置、管理及び廃止）の規定により、指定管理者の指定の取り消し等を受けたことがある者。
 - ⑮ 市の指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。

9 申請方法及び提出書類

(1) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式3）
- ② 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式4）
- ③ 事業計画書（別紙）
- ④ 関係書類
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
 - イ 当該法人の登記事項証明書
 - ウ 指定申請者の代表者の経歴書及び役員名簿
 - エ 組織、沿革その他事業の概要を記載した書類（様式5①及び②）
 - オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画並びに過去3年間の収支決算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
 - カ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、地方消費税及び法人市町村民税に関する納税証明書
 - キ 納税義務のない税目がある場合は申立書（様式6）を提出すること。
 - ク 役員等名簿及び照会承諾書（別紙）を提出すること。

(2) 申請上の注意

- ① 申請者は、「(1)申請書類」に掲げる書類を正1部及び副10部（副は複写可）の計11部を提出すること。
- ② グループによる申請の場合、9(1)④のアからクまでの書類については構成員全体にかかるものを提出すること。
- ③ 申請書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。
- ④ 申請に必要な経費については、申請者の負担とする。
- ⑤ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- ⑥ 提出書類の変更は不可とします。
- ⑦ 本市が提示する資料は、応募に係る目的以外の使用を禁止します。

(3) 申請の無効について

- ① 提出書類の提出後、「8 応募資格(3)」に該当した場合。
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ③ 著しく信義に反する行為があった場合。

10 審査及び選定

(1) 審査方法

指定管理者候補者の選定は、書類審査及び申請者のプレゼンテーションによって行う。但し、申請者が多数の場合は、書類選考によってプレゼンテーションの対象となる申請者を選定する。

(2) 審査項目及び選定基準

指定管理者候補者を選定する際は、選定機関を設置し、次の基準に照らし総合的な観点から選定委員会において公平かつ客観的に審査し、選定する。

- ① 施設の利用について、住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。
- ④ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、申請者全員に通知するほか、指定管理者候補者を市ホームページに公表する。

11 指定管理者と市の責任分担

指定期間内における責任区分は次のとおりとする。

項 目	内 容	責任区分	
		市	指定管理者
物価変動	物価変動による経費の増加		○
金利変動	金利変動による経費の増加		○
法令変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	協議事項	
政治、行政的な理由による事業内容変更	政治、行政的な理由により、指定管理者業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	協議事項	
不可抗力	自然災害その他いわき市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない事由による復旧費用	協議事項	
申請コスト	申請費用の負担		○
資金調達	必要な資金の確保		○
施設・設備の損傷に係わる工事及	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○

＜指定管理者募集要領＞

び修繕	上記以外で経年劣化、第三者の行為で相手方の特定出来ない小規模なもの		○
	上記で小規模を超えるもの	○	
安全管理	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等による費用の発生		○
保険加入	施設賠償責任保険		○
	火災保険	○	
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	施設、設備の不備や火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定期間中途に業務を廃止した場合における撤収費用並びに業務引継に要する費用		○

12 管理業務に係る協定の締結

指定管理者候補者と市は、市議会の議決を受けた後、両者協議の上、基本協定を締結する。また、基本協定の締結後、単年度における協定を締結する。

13 募集要領参考資料

(1) 施設の過去の管理状況

- ① 体育施設利用者数
- ② 体育施設収支決算書
- ③ 体育施設の現在の職員配置

(2) いわき市体育施設条例及び同条例施行規則

(3) いわき都市公園条例及び同条例施行規則

(4) いわき市コミュニティセンター条例及び同条例施行規則

(5) 個人情報の保護に関する法律、いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例及びいわき市個人情報の保護に関する法律施行細則

(6) いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係るこの施設の使用料の減免に関する条例及び施行規則

(7) 施設概要図面